

## 看護小規模多機能 利用料金一覧表

令和6年4月1日現在

## 基本利用料

(単位 円/月)

費目	要介護				
	1	2	3	4	5
看護小規模多機能介護費 (1割負担)	13,481	18,861	26,513	30,071	34,015
看護小規模多機能介護費 (2割負担)	26,961	37,721	53,026	60,141	68,030
看護小規模多機能介護費 (3割負担)	40,441	56,582	79,539	90,212	102,045

※ 上記に加え、入所して30日以内は初期加算(1割/33円、2割/65円、3割/98円)が加算されます

(保険給付対象外)

費目	金額	加算単位	内容の説明
食費	2,000 円	1日あたり	朝550円 昼700円(おやつ込) 夕750円
宿泊費	4,000 円	1泊あたり	居住に係る費用

※日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収します

※ 趣味活動娯楽費、理美容代、オムツ代などは自己負担となります

## 基本加算利用料

(単位 円)

費目	金額			加算単位	内容の説明
	1割	2割	3割		
若年性認知症利用者受入加算	867	1,733	2,600	1月あたり	若年性認知症の方を受入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合に加算されます
緊急時訪問加算	622	1,244	1,865	1月あたり	利用者又は家族の希望により看取り介護を行った場合に加算されます
看護体制強化加算Ⅰ	3,249	6,498	9,747	1月あたり	医療ニーズの高い利用者への提供体制を強化した際に加算
看護体制強化加算Ⅱ	2,708	5,415	8,123	1月あたり	医療ニーズの高い利用者への提供体制を強化した際に加算
ターミナル加算	2,708	5,415	8,123	1月あたり	利用者又は家族の希望により看取り介護を行った場合に加算されます
栄養アセスメント加算	55	109	163	1月あたり	管理栄養士を配置、栄養アセスメントを実施し、利用者、家族に説明、相談などに応じることで加算
栄養改善加算	217	434	650	1回あたり	栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じて居室を訪問している
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	22	44	65	1回あたり	6月ごとに利用者の口腔状態、栄養状態を確認し、担当の介護支援専門員に情報提供することで加算

口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6	11	17	1回あたり	6月ごとに利用者の口腔状態を確認し、担当の介護支援専門員に情報提供することで加算
口腔機能向上加算Ⅰ	163	325	488	1回あたり	口腔機能向上等を目的に、個別的訓練の指導・実施を行った場合に加算
口腔機能向上加算Ⅱ	174	347	520	1回あたり	口腔機能向上等を目的に、個別的訓練の指導・実施を行った場合に加算
認知症加算Ⅰ	997	1,993	2,989	1月あたり	認知症介護実践リーダー研修等修了者が専門的な認知症ケアを実践した場合
認知症加算Ⅱ	964	1,928	2,892	1月あたり	日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
認知症加算Ⅲ	823	1,646	2,469	1月あたり	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施予定
認知症加算Ⅳ	499	997	1,495	1月あたり	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施予定
退居時共同指導	650	1,300	1,950	1回あたり	家族に対する退所後の療養上の相談援助を行った場合に加算されます
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1,300	2,600	3,899	1月あたり	日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している。
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	867	1,733	2,600	1月あたり	環境の変化に対応した計画を作成、地域医療機関へ情報提供を行い、地域住民と交流を図っている場合加算
訪問体制強化	1,083	2,166	3,249	1月あたり	利用者の居宅における生活を継続するための訪問を強化した場合に加算
特別管理加算Ⅰ	542	1,083	1,625	1月あたり	特別な医療指導を受けている方に加算されます。
特別管理加算Ⅱ	271	542	813	1月あたり	特別な医療指導を受けている方に加算されます。
科学的介護推進体制加算	44	87	130	1月あたり	栄養状態や認知症の状況など情報提供し、必要に応じてサービス計画を見直ししている
褥瘡マネジメントⅠ	4	7	10	1月あたり	褥瘡ケア計画を作成し、3か月1回、見直しを行っている場合に加算
褥瘡マネジメントⅡ	14	28	42	1月あたり	褥瘡ケア計画を作成し、3か月1回、見直しを行って褥瘡の発生がない場合加算
排せつ支援加算Ⅰ	11	22	33	1月あたり	排せつ支援計画を作成し、3か月1回見直しを行い、継続して支援を行っている場合に加算
排せつ支援加算Ⅱ	17	33	49	1月あたり	排せつ支援計画を作成し、3か月1回見直しを行い、継続して支援を行っている場合に加算
排せつ支援加算Ⅲ	22	44	65	1月あたり	排せつ支援計画を作成し、3か月1回見直しを行い、継続して支援を行っている場合に加算
サービス提供体制強化加算Ⅰ	813	1,625	2,437	1月あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が70%以上配置されている場合に加算されます
サービス提供体制強化加算Ⅱ	694	1,387	2,080	1月あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上配置されている場合に加算されます
サービス提供体制強化加算Ⅲ	379	758	1,137	1月あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます
専門管理加算	271	542	813	1月あたり	看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケアなど
遠隔死亡診断補助加算	163	325	488	1回につき	情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	109	217	325	1月あたり	見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。職員間の適切な役割分担の取組等を行っている
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11	22	33	1月あたり	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。職員間の適切な役割分担の取組等を行っている
業務継続計画未実施減算				1日あたり	業務継続計画を策定していない場合、所定単位数の100分の1を減算

高齢者虐待防止措置未実施減算				1日あたり	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない。所定単位数の100分の1を減算
身体拘束廃止未実施減算				1日あたり	身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合、所定単位数の100分の1を減算
介護職員処遇改善加算 (※1)				1日あたり	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うと共に、当該計画に基づき適切な措置を講じ実施した場合に加算されます
介護職員等特定処遇改善 加算Ⅱ(※1)				1日あたり	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定 1000分の23に相当する単位数
介護職員等ベースアップ等 支援加算	所定単位×23/1,000			1月につき	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していることと賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員のベースアップ等に使用することで加算されます。

※ 上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。(消費税は非課税です)

※1 個別の介護度及び加算の請求項目等によって金額が各人毎に異なります。

※ 上記に加え、入所して30日以内は初期加算が加算されます

※ 趣味活動娯楽費、理美容代、オムツ代などは自己負担となります